令和８年度
認可外居宅訪問型保育事業所
集団指導

岸和田市・泉大津市・貝塚市・和泉市・高石市・忠岡町

広域事業者指導課　法人・児童福祉担当

１　集団指導について

集団指導の根拠等

認可外の居宅訪問型保育事業所（法第６条の３第11項に規定する業務を目的とする施設）は、届出対象施設として位置付けられている。［児童福祉法第５９条の２］

届出対象施設については、報告徴収及び立入調査による指導監督の対象。
［児童福祉法第５９条第１項］

認可外の居宅訪問型保育事業所については、立入調査に代えて集団指導を年１回以上実施。［認可外保育施設指導監督の指針］

２　集団指導の流れ

［事業所］・レジュメ、資料の確認
・LOGOフォームによる自己チェックシートの回答
・「提出書類一覧」の書類を提出

［広域事業者指導課］

・自己チェックシート等を確認し、認可外保育施設指導監督基準に適合するか判定。

結果通知書の送付及び指導監督基準を満たす旨の証明書の発行

２　集団指導の流れ

認可外保育施設指導監督基準の全項目について適合していることを確認した場合

『認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書』の交付

※認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書は、基準を満たさなくなるなど広域事業者指導課から返還を求められた日まで有効となります。

２　集団指導の流れ

［基準に適合していない項目がある場合］

↓

改善報告書を提出（提出期限は結果通知の１か月後まで）

↓

改善報告書（改善時期及び改善方法を具体的に記載）

※改善に時間を要する場合は、理由、改善予定時期、方法等を具体的に記載

３　認可外保育施設（ベビーシッターを含む）について

認可外保育施設とは

- ☑ 保育を目的とする施設であって、認可保育所、地域型保育事業及び認定こども園以外のものの総称
- ☑ 利用料の有無や預かりの時間の長短に関係なく、保育者の自宅で行うものや少人数のもの、児童の居宅等に訪問して行う事業も含まれる。
- ☑ 設置者が自由に開設できるが、開設してから一月以内に設置届の提出が必要

４　届出の義務について

児童福祉法にて、下記のように届出が義務付けられている。

☑　児童福祉法第５９条の　２　第１項

認可外保育施設の設置者は、その事業の開始の日から一月以内に都道府県知事（広域事業者指導課）に届け出なければならない。

☑　児童福祉法第５９条の　２　第２項

前項に規定する施設の設置者は、同項の規定により届け出た事項のうち内閣府令で定めるものに変更を生じたときは、変更の日から一月以内に都道府県知事（広域事業者指導課）に届け出なければならない。その事業を廃止し、又は休止したときも、同様とする。

☑　児童福祉法第６２条の４

規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、５０万円以下の過料に処する。

※都道府県知事とあるのは、「市長」又は「町長」となります。

５　届出の種別

［設置届］

事業開始後、１か月以内に様式及びその他添付書類により必要事項を届け出る。

認可外保育施設設置届（居宅訪問型・事業者）

認可外保育施設設置届（居宅訪問型・事業者）　　別紙

認可外保育施設設置届（居宅訪問型・個人）

認可外保育施設設置届（居宅訪問型・個人）　　別紙

５　届出の種別

［事業内容等変更届］

事業開始後、届出事項に変更があった場合、１か月以内に変更内容を届け出る。

認可外保育施設変更届出書

認可外保育施設変更届出書　別紙

［休止・廃止届］

施設を休止又は廃止した場合、１か月以内に届け出る。

認可外保育施設休止・廃止届出書

６　報告について

認可外保育施設の報告

☑　運営状況報告

毎年３月31日時点の施設の運営状況を報告。

［児童福祉法第59条の２の５］

☑　事故報告

施設で重大な事故（死亡、重症事故、食中毒など）が発生した場合に報告。

※治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等

7　事故報告の流れ

- ☑　第１報：原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）
- ☑　第２報：原則１か月以内

  事業所（ベビーシッター）からの報告を受け、関係機関へ報告

事業所
ベビーシッター
→
広域事業者指導課
法人・児童福祉担当
→
大阪府から
子ども家庭庁へ

８　認可外保育施設指導監督基準について

１　**保育に従事する者の数及び資格**

☑　原則として、保育に従事する者と乳幼児が１：１

※保護者の同意があり、兄弟姉妹と利用の場合は１：２が可能

☑　保育士、看護師（准看護士含む）又は、都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者であること。

８　認可外保育施設指導監督基準について

２　非常災害に対する措置

☑　火災や地震などの災害発生時における対処方法等をあらかじめ検討し、実施することが必要。

避難経路や消火用具の場所の確認

保護者との連絡体制や引渡し方法等の事前確認

８　認可外保育施設指導監督基準について

３　保育の内容

☑　保育所保育指針を参考に、適切な保育を実施
児童一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容を工夫すること。

☑　乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等がバランスよく組み合わされた健康的な生活リズムが保たれるように、十分配慮すること。

８　認可外保育施設指導監督基準について

４　保育従事者の保育姿勢

☑　児童の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として適切な姿勢であること。

設置者をはじめとする職員は保育内容等に対して、児童の利益を優先して適切な対応をとることが必要であること。

８　認可外保育施設指導監督基準について

４　保育従事者の保育姿勢

☑　保育所保育指針を理解する機会を設ける等、保育従事者の人間性及び専門性の向上に努めること。

保育所保育指針を理解するなどの機会が設けられているかなど、保育従事者の質の向上が図られる体制に努めることが必要であること。

都道府県等が実施する施設長や保育従事者に対する研修等への参加が望ましいこと。

８　認可外保育施設指導監督基準について

４　保育従事者の保育姿勢

☑　児童に身体的苦痛を与えることや人格を辱めること等がないよう、児童の人権に十分配慮すること。

しつけと称するか否かを問わず児童に身体的苦痛を与えることは犯罪行為であること。また、いわゆるネグレクトや差別的処遇、言葉の暴力などによる心理的苦痛も与えてはならないこと。

８　認可外保育施設指導監督基準について

４　保育従事者の保育姿勢

☑　身体的な虐待・乱暴なかかわり

◇怒るときに殴る、叩くなど暴力をふるう。

◇食事の時に無理やり口にご飯を入れる。

◇寝かしつけるときにパンパンと音がするほど叩く。

８　認可外保育施設指導監督基準について

４　保育従事者の保育姿勢

☑　心理的な虐待・人格を尊重しないかかわり

◇「お前」、「かわいくない」など傷つけるような言葉を投げかける。

◇「早く寝てよ」など、物事を強要するような言葉を投げかける。

◇「おやつを抜きにするよ」など、罰を持ち出して脅かすような言葉を投げかける。

８　認可外保育施設指導監督基準について

４　保育従事者の保育姿勢

☑　性的な虐待

◇児童を裸にして写真をとる。

◇性器をさわるなどのわいせつ行為。

◇体を撫でまわす。

８　認可外保育施設指導監督基準について

４　保育従事者の保育姿勢

☑　ネグレクト

◇汚れたオムツを替えずにそのままにする。

◇ベビーベッドやサークルに入れたまま放置する。

◇食事の量を極端に減らす。

８　認可外保育施設指導監督基準について

４　保育従事者の保育姿勢

☑　児童の身体及び保育中の様子並びに家族の態度等から、虐待等不適切な養育が疑われる場合は児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制をとること。

虐待が疑われる場合だけでなく、児童相談所等の専門機関からの助言が必要と思われる場合も同様であること。

・心身の発達に遅れが見られる場合

・社会的援助が必要な家庭状況である場合

８　認可外保育施設指導監督基準について

５　食事内容等の状況

☑　児童の年齢や発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容とすること。

◇乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置を行うことが必要であること。また、離乳食を摂取する時期の乳児についても、食事後の状況に注意を払うことが必要であること。

◇アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。

８　認可外保育施設指導監督基準について

６　乳幼児の健康状態の観察

☑　児童一人一人の健康状態を観察すること。

◇毎日、預かりの際、体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無や機嫌等についての健康状態の観察を行うとともに、保護者から児童の状態の報告を受けることや預かり中の児童の状態を保護者へ報告することが必要。

８　認可外保育施設指導監督基準について

７　感染症への対応

☑　感染予防のための対策を行うこと。

◇利用児童の居宅等において保育を行うことを踏まえ、複数児童が利用する施設とは異なり、利用児童と保育従事者の間での感染を防ぐことを念頭に置く必要がある。
手指の衛生や咳エチケットの実施等の感染予防を実施する。

８　認可外保育施設指導監督基準について

８　乳幼児突然死症候群に対する注意

☑　睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察すること。

☑　乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせること。

☑　保育を実施する部屋等では禁煙を遵守すること。

◇仰向け寝は、乳幼児突然死症候群のほか、窒息の予防にも有効であるが、医学上の理由から医師がうつぶせ寝を勧める場合もあるため、預かり時に保護者に確認するなどの配慮が必要。

８　認可外保育施設指導監督基準について

９　乳幼児の安全確保へ配慮した保育

☑　安全確保

◇　施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い、児童の安全確保に配慮した保育の実施を行うこと。

◇　保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。

８　認可外保育施設指導監督基準について

９　乳幼児の安全確保へ配慮した保育

☑　安全確保

◇　事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図ること。

◇　不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制を整備すること。

８　認可外保育施設指導監督基準について

９　乳幼児の安全確保へ配慮した保育

☑　安全確保

◇　事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施すること。

◇　賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えること。

◇　事故発生時には速やかに当該事実を都道府県知事等に報告すること。

８　認可外保育施設指導監督基準について

９　乳幼児の安全確保へ配慮した保育

☑　安全確保

◇　事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

◇　死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとること。

８　認可外保育施設指導監督基準について

10　利用者への情報提供

- ☑　提供するサービス内容を利用者の見やすいところに掲示しなければならないこと。
- ☑　利用者と利用契約が成立したときは、その利用者に対し、契約内容を記載した書面等を交付しなければならないこと。
- ☑　利用予定者から申込みがあった場合には、当該施設で提供されるサービスを利用するための契約の内容等について説明を行うこと。

８　認可外保育施設指導監督基準について

11　サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付

①　設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地

②　当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項

③　事業所の名称及び所在地

④　事業所の管理者の氏名

⑤　当該利用者に対し提供するサービスの内容

⑥　保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故、保険金額

８　認可外保育施設指導監督基準について

11　サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付

⑦　（提携している場合は）提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容

⑧　利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

８　認可外保育施設指導監督基準について

12　**職員に関する帳簿等の整備**

☑　職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類（写し）、**採用年月日等が記載された帳簿があるか。**

☑　労働基準法等の他法令等に基づき、各事業場ごとに備え付けが義務付けられている帳簿等があるか。

・労働者名簿　・賃金台帳　・雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務

８　認可外保育施設指導監督基準について

13　児童に関する書類等の整備

☑　利用乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児利用記録並びに契約内容等が確認できる書類があるか。

９　子ども･子育て支援情報公表システム「ここdeサーチ」への掲載について

令和6年4月1日より、認可外保育施設の設置者が、設置者の氏名や提供するサービス内容等について利用者へ提示することに加え、子ども･子育て支援情報公表システム「ここdeサーチ」へサービス内容等を掲載することが義務化されました。

※ここdeサーチへの掲載は、ご提出いただいたサービス内容に関する書面をもとに、広域事業者指導課で入力作業を行います。

９　子ども･子育て支援情報公表システム「ここdeサーチ」への掲載について

＜参考＞

ここdeサーチ (wam.go.jp)

子ども･子育て支援情報公表システム「ここdeサーチ」チラシ (cfa.go.jp)

以上ご視聴ありがとうございました。

※ 合わせて【資料１】～【資料９】もご覧ください。

※ 続いて、LOGOフォームによる
「自己チェックシート」への
回答を行ってください。

